

介護職員初任者研修 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業所が実施する。

トーモク株式会社

福島県白河市池下向山 1-3

(研修事業の名称)

第2条 研修事業の名称は次のとおりとする。

介護職員初任者養成科 (通学)

(研修課程及び形式)

第3条 事前の目的を達成するために、次の研修事業 (以下「研修」という。) を実施する。

介護職員初任者研修課程 (通学式)

(目的)

第4条 介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育であり、高齢者や障害者 (児) の多様化する介護のニーズに効果的に対応できる介護労働者の育成を図るため、必要な知識と技術を習得させることを目的とする。

また、将来的には介護福祉士をめざすべく、より専門的な知識・技術を系統的に学ぶ機会とする。

(研修期間)

第5条 研修期間は以下のとおりとする。

平成 30 年 8 月 23 日 ~平成 30 年 11 月 22 日

(研修日程及び講師氏名)

第6条 研修を修了するために履修しなければならない日程及び講師は別添のとおりとする。

(講義及び演習の実施場所)

第7条 前条の研修を行うための講義及び演習の実施場所は、以下のとおりとする。

東京第一ホテル新白河 福島県西白河郡西郷村道南東 7

(実習施設)

第8条 実習施設は、実習施設一覧表 (様式 7) のとおりとする。

(使用テキスト)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりにする。

介護職員初任者研修テキスト 全 3 巻 (日本医療企画発行)

実務者研修テキスト 第 6 巻 (日本医療企画発行)

認知症の理解と介護 (認知症の人と家族の会)

(受講対象者)

第10条 次の各号に該当するものであって、トーモク（株）が本受講者として適当と認めた者とする。

- (1) 公共職業安定所長の受講指示・支援指示が受けられる者
- (2) 現在看護、医療関係の資格を持たないが今後、介護職員として従事しようとする者。
- (3) 心身ともに健康であるもの

(定員)

第11条 定員は15名とする。

(募集手続き及び本人確認の方法)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

1 受付期間

平成30年 6月11日 ～ 平成30年 7月30日

2 申込方法

第10条の受講対象者に該当し、かつ受講を希望する者が、住所を管轄する職業安定所に受講申込み及び附表に必要事項を記入し、申込み期間内に提出し申し込む。

3 選考方法

指定日に面接と書類審査

4 受講決定

開講1週間前までに文書にて決定通知を送付する。

5 本人確認の方法

開講式に運転免許証等で確認する。

(運転免許証のない方は、その他の本人であることが確認できるもので個別に対応する)

(受講費用及び支払い・返金方法)

第13条 受講費用は次のとおりとする。

受講料 無料

テキスト代 8,940円 (研修開講日に現金納入とする)

内訳 介護職員初任者研修テキスト…6,480円

実務者研修テキスト……………2,160円

認知症の理解と介護……………300円

返金の有無について

研修開講以降のテキスト代は返金できないものとする。

(研修修了の認定方法)

第14条 修了認定の基準は、福島県介護職員初任者研修事業実施要綱、第16条(修了評価)を、トーモク（株）の基準とする。

第15条 (1) 修了認定は、第6条に定める日程（介護職員初任者研修の日程）を全て履修し、修了試験及び事例に関するレポートでの評価、また実技演習については実技試験での評価とする。それぞれに対してA=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=69点以下の4段階で14条の基準に基づき評価し、C以上の評価基準を満たしたものとして認定する。

D判定の者については別途補講を設け対応し、再度評価する。

(2) 実習については施設見学等の実習出席簿評価・レポート記録での評価とする。実習出席簿の評価は、A=良く理解している、B=理解している、C=概ね理解している、D=理解が不足している、の4段階で評価し、C以上の評価基準を満たしたものとして認定する。

レポートでの評価は、A=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=69点以下の4段階で評価し、C以上の評価基準を満たしたものとして認定する。

実習出席簿評価・レポートでの評価Dの者については別途補講を設け対応し、再度評価する。

(4) 次回コースが諸般の事情により、開催されない場合には、原則として既に履修した時間については無効とする。

(欠席、遅刻及び早退の取扱)

第16条 欠席、遅刻及び早退は原則認めないが、やむを得ない理由のときは所定の届を提出する。

(1) やむを得ない理由とは次のとおりとする。

① 病気、怪我をしたため。

② 天災その他、避けることの出来ない事故（水害、火災、地震、暴風、暴雪、交通障害）

③ 冠婚葬祭（三親等内）

(2) 実習については再度日程を調整し実施する。

(3) 補講に要する費用については受講者の自己負担とする。

(補講について)

第17条 やむを得ない理由により、当該研修の一部を欠席した時は、トーモク（株）が開催する、次回の承認を受けた研修において未受講科目を受講するか、他事業者の、承認を受けた研修において未受講科目を受講しなければならない。

補講に要する費用については受講者の自己負担とする。

(トーモク（株）が開催する研修は無料)

(補講実施する場合自己負担)

トーモク社員1時間1,000円、他の講師1時間2,000円)

(他事業者の場合自己負担1回約2,000円)

第18条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (ア) 意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (イ) 学習研修の秩序を乱し、その他の受講生としての本分に反した者
- (ウ) 受講生自身が、受講継続意思のない者
- (エ) その他、トーモク（株）が不相当と見なした者

(退講)

第19条 受講生が、研修途中で第16条および17条、18条の理由により受講を中止する場合、及び就職の決定により受講が困難になった場合は退講扱いとし、必ず「退講届け」を提出することとする。

また、この者について既に履修した時間については、無効とする。

(修了証書等の交付)

第20条 第15条により修了を認定されたものは、トーモク（株）において福島県介護職員初任者研修事業実施要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者の管理方法)

第21条 (1) 修了者は修了者台帳に記載し、福島県で指定された様式に基づき知事に報告する

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。その際に、修了者から「修了証明書再交付申請書」を提出させることとする。

(個人情報管理)

第22条 トーモク（株）は、当該研修における個人情報について個人情報管理の基本方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に管理を行うものとする。

【個人情報管理担当】

トーモク（株） 部長 安田正廣

(その他の研修における留意事項)

第23条 受講生は、研修中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(施行細則)

第24条 この学則は必要な細則並びに、この学則に定めない事項で必要があると認められるときは、トーモク（株）がこれを定める。

(法人の苦情相談窓口・連絡先)

トーモク（株） 部長 安田正廣 0248-27-1933

(事業所の苦情相談窓口・連絡先)

トーモク（株） 部長 安田正廣 0248-27-1933

(課程編成責任者)

ト一モク (株) 佐久間早苗

福島県白河市池下向山 1 - 3

TEL090-6258-1483 Fax0248-27-5551